

オ オ ム ラ ノ

令和4年度∞MURAミライno奨学金 (大村市給付型奨学金) 募集要項 ＜学業・スポーツ・文化芸術＞

【海外留学】

本制度は、学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、その才能を活かしてグローバルな活躍が期待できるにもかかわらず、経済的な理由により留学が困難な者に対して、大村市奨学金を給付することにより、グローバルに活躍する人材を育成することを目的とします。

1 募集期間

令和4年8月1日（月）～8月31日（水）【必着】

2 応募資格（受給資格）

次の項目のすべてに該当すること。

- (1) 最初の給付を受ける年度において、30歳未満の者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校を卒業する月又はこれに相当する月まで、1年以上引き続き大村市内に住所を有しており、奨学金の給付を受けようとする年度の初日以後、引き続き大村市内に住所を有する者、又は本人と生計を一にする者(※)が市内に住所を有していること。
※生計の主宰者など一定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- (3) 法第1条に規定する大学又は法第97条に規定する大学院に相当する大学又は大学院に在学中の者。ただし、法第84条に規定する通信教育、法第91条第2項に規定する専攻科、法第91条第3項に規定する別科及び法第108条第2項に規定する短期大学に相当するものを除く。
- (4) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であること。
(各分野における成績要件は以下のとおりです。)

【成績要件】

① 学業分野（学位取得のための留学の場合）

次のア～ウの直近のランキングで100位以内の大学（外国人留学生に対し、学部（学士課程）入学前に修了することを義務付けている大学入学準備コースを含む。）及び当該大学の大学院に、学位の取得のために2年以上留学する者（申請する年度に留学する場合に限る。）、又は現在留学している者

ただし、語学能力を補うためのコース（ESL等）などの履修を条件とする条件付入学の場合は、その条件付き入学期間を除く。

ア THE世界大学ランキング

（The Times Higher Education が公表している THE World University Rankings）

イ QS世界大学ランキング

（Quacquarelli Symonds が公表している QS World University Rankings）

ウ 世界大学学術ランキング

（Shanghai Ranking Consultancy が公表している Academic Ranking of World Universities）

② 学業分野（単位取得のための1年以上の留学（以下「協定留学等」という。）の場合）

外国の大学又は大学院に、協定留学等する者又は現在留学している者（申請する年度に留学する場合に限る。）。ただし、語学能力を補うためのコース（ESL等）などの履修を条件とする条件付入学の場合は、その条件付き入学期間を除く。

③ スポーツ又は文化芸術分野（学位取得のための留学）

外国の大学又は大学院に、スポーツ又は文化芸術の技能の向上及び学位取得のために2年以上留学する者（申請する年度に留学する場合に限る。）、又は現在留学している者。ただし、語学能力を補うためのコース（ESL等）などの履修を条件とする条件付入学の場合は、その条件付き入学期間を除く。

④ スポーツ又は文化芸術分野（協定留学等）

外国の大学・大学院に、スポーツ又は文化芸術の技能の向上のため協定留学等する者（申請する年度に留学する場合に限る。）。ただし、語学能力を補うためのコース（ESL等）などの履修を条件とする条件付入学の場合は、その条件付き入学期間を除く。

◎スポーツの例

球技、陸上、水泳、武道 等

◎文化芸術の例

- ・音楽（楽器、声楽 等）
- ・美術（絵画、彫刻、版画、デザイン、写真 等）
- ・舞台芸能（演劇、舞踊、伝統芸能 等）
- ・その他（放送、文芸、書道、映画 等）

(5) 経済的理由により修学が困難と認められること。

世帯の総所得額が生活保護基準額×2.0倍以下であること。

◎生活保護基準額×2.0倍以下の目安

4人世帯・・・給与収入760万円程度

4人世帯の詳細：父母40代、本人18歳、高校生1人、家計支持者1名、借家

※経済的要件は世帯構成で異なってくるため、詳しくはお尋ねください。

(6) 本人及び本人と同一生計者に市税の滞納がないこと。

(7) 大村市から奨学基金の貸与を受けていないこと。

(8) 成績証明書及び在学証明書（スポーツ又は文化芸術分野においては、上記に加えて活動報告書）を毎年提出することが可能な者。

3 給付金額

(1) 学位取得のための留学

下記の地域区分ごとに定められた額を給付します。

<地域区分>

	給付額		代表的な国や都市 ()内は国の略称
	前年度以前に 留学している場合	申請する年度に 留学する場合	
指定地域	1,500,000円	1,700,000円	ニューヨーク（米）、ロンドン（英）、シンガポール 等
甲地域	1,100,000円	1,300,000円	ケンブリッジ（米）、チューリッヒ（スイス）、カナダ 等
乙地域	900,000円	1,100,000円	韓国、香港、オーストラリア、マレーシア 等
丙地域	700,000円	900,000円	北京（中国）、上海（中国）、杭州市（中国） 等

※地域区分は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第2の1及び国家公務員の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第16条から第19条までの規定を準用しています。

(2) 協定留学等

渡航準備金 200,000円（渡航する年度に限り1回のみ）

4 給付期間

在学する学校における正規の修業期間とします。ただし、正規の修業期間より前に卒業等（飛び級等）により修業期間を修了した場合は、修了までの期間とします。

5 定員

- (1) 学位取得のための留学 . . . 1名
- (2) 協定留学等 . . . 1名

※学業、スポーツ及び文化芸術の各分野から各1名ではありませんので、ご注意ください。

6 申請方法及び審査

(1) 募集期間内に申請書に必要な書類を添付し、大村市教育委員会に提出してください。

(2) 論文審査

申請書類確認後、成績、経済要件等の応募資格を満たしている申請者を対象に、大村市教育委員会が指定する日（令和4年9月を予定）に論文試験を実施します。なお、既に海外へ留学しているなど指定した日に受験できない場合は、個別に対応します。

(3) 総合審査

大村市奨学生選考委員会で論文及び提出書類の審査を行い、奨学生を決定します。

7 提出書類

提出書類の中に外国語で記載されたものは、すべて和訳を添付してください。

【各分野共通】

- (1) 奨学生申請書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
（新1年生は卒業した高校又は大学等の学校長、それ以外の者は在学校の学校長）
- (3) 申請者及び申請者と生計を一にする方の居住状況を確認されることについての同意書又は住民票謄本
（世帯全員について記載してあるもの）
- (4) 家計支持者が居住する家の賃貸借契約書（持家以外に居住している場合）
- (5) 申請者及び申請者と生計を一にする方の所得状況を確認されることについての同意書又は所得証明書
（令和3年分の所得に係るもので、同一生計で所得がある者全員分）
- (6) 年金・恩給の受給額が分かるものの写し
（令和3年分の受給に係るもので、同一生計で年金及び恩給を受給する者全員分）
- (7) 在学証明書（本人分、高校・大学等に在学している兄弟姉妹分）
※本人分について、留学前で在学している学校がない場合は不要です。
- (8) 申請者及び申請者と生計を一にする方の市税の納付状況の確認に対する同意書又は市税納税証明書
- (9) 申請者が外国の大学又は大学院に留学をすることが分かる書類（入学許可書や留学許可通知書等。（以下「入学許可書等」という。））で、次の全ての要件を満たす書類
 - ア 留学先の大学や機関が発行する正式な文書（official document）であること。
 - イ 次の項目が記載されたものであること。
 - ・入学年月日
 - ・取得予定学位
 - ・在籍予定期間や在籍している課程

※入学許可書等に必要事項がすべて記載されていない場合は、留学先大学、機関等に問い合わせ、その回答のメールの文章を補足資料として添付してください。

※入学許可書等として、例えば米国の「I-20 (F-1)」といったビザ関連書類で(9)の(イ)の内容が満たしている場合は代用可能です。

(10) スポーツ又は文化芸術の技能向上のため留学することが分かる書類

(スポーツ又は文化芸術分野の申請の場合に限る。)

(11) 学事歴 (アカデミックカレンダー)

(12) 在留証明書 (既に留学している場合のみ)

(13) 大学入学準備コースの場合 (該当者のみ)

大学入学準備コースの修了を条件とする条件付き入学許可書を提出すること。ただし、日本で提供される大学入学準備コースを履修する場合は、大学入学準備コース修了後、留学する年度に改めて申請すること。

(14) 学士号取得証明書 (該当者のみ)

海外の大学院に進学する者で本奨学金に申請をする者は、学士号取得証明書を提出すること。また、申請時に学士課程に在学中であった場合は、採用決定前までに、学士号取得証明書を提出すること。

※その他、個別に必要な書類の提出を求める場合があります。

8 採用決定通知 令和4年10月予定

9 奨学金の給付

(1) 学位取得のための留学

入学する日の2か月前及びその6か月後、又は交付を決定した日の翌月及びその6か月後のいずれか

(2) 協定留学等

交付を決定した日の翌月

10 修学状況等による給付の終了

採用決定後、毎年応募資格(受給資格)を満たしているか確認するため、必要な書類を提出してください。満たしていない場合は、給付を終了します。

(満たさない場合の例①)

世帯の総所得額が生活保護基準額×2.0倍を超えた場合

(満たさない場合の例②)

学年ごとのGPAが4点満点中2.3点を下回った学年が2年間連続した場合

11 給付期間終了後の協力について

給付期間終了後、数年間、活動の報告を求めたり、子どもたちへの講演等を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

12 申請書の提出先及び問合せ先

申請書は下記に提出してください。また、その他ご不明な点は、お問い合わせください。

長崎県大村市教育委員会教育総務課

〒856-8686

長崎県大村市玖島1丁目25番地

電話：0957-53-4111 (内線363)

FAX：0957-52-9700

メールアドレス：kyouiku@city.omura.nagasaki.jp